

担い手農家 及び 農地を貸したい皆様へ

今後は、農地の新たな受委託や既存の利用権更新時に、農地中間管理事業の活用が有利です。

- 農地の集積時には、貸し手に補助金（下記参照）が出ます。
- 担い手が機械・施設を導入したい時には、「経営体育成支援事業」のポイントに加算されるほか今後、様々な事業で同様の優遇措置が予定されています。
- 予定のある方は下記担当者までご相談下さい。

石川農林総合事務所 農業振興部 岡田 076-276-0371
 白山市農業振興課 西田 076-274-9540
 JA松任営農部 営農課 山本 076-274-1471

平成26年度から農地中間管理事業がスタートしました
 （農業振興地域内の農地で権利設定10年のみ）。

農地中間管理機構のしくみ



農地を貸したい方へ

- 農地中間管理事業を使うと、農業をやめる方、経営転換する方は補助金の交付対象になります

2 経営転換協力金（1戸あたり） 詳細は担当者にご相談下さい

◆農業から引退する地主の方や農業を行わない農地の相続人が原則としてお持ちの農地の全てを担い手の方に貸付けた場合に貸付けが成立した農地の面積に応じて補助金をお支払いします
 〔完全に引退せず農業部門の一部を減らすだけの方も減らす部門の農地を貸付ければ補助金の対象となります〕

貸付け面積	1 ha 以下	1～2ha	2ha 超
協力金単価	5万円/10a	50万円	70万円

面積が大きいほど補助金が高くなります！

左記以外の権利設定（権利設定期間は任意）

農地利用集積円滑化事業

- 売買等事業（転貸）
- JAによる仲介
 - 補助金なし

- 所有者代理事業（相対）
- 借り手と貸し手の直接契約
 - 補助金なし

経営転換協力金とは？

農地中間管理事業により機構に農地を貸し付け、経営転換またはリタイアする農業者および農地の相続人に対し経営転換協力金が交付されます

交付対象者

- ① 農業部門の減少により経営転換する農業者
- ② リタイアする農業者
- ③ 農地の相続人（自らは農業を行わない者）

交付要件

- ・ 農地中間管理機構に全ての自作地を 10 年以上貸し付けること
 - ※1 農業振興地域内のけい畔を除く面積が 10a 未満までの農地は自留地として耕作が可能
 - ※2 農業振興地域外の自作地は耕作が可能
 - ※3 複数の農業部門を経営していた場合、撤退する農業部門以外の農業部門については耕作・経営継続可能
 - ※4 リタイアする農業者および相続人については、交付前に利用権設定を受けている農地および特定農作業受委託で受託している農地の解約が必要
- ・ 機構に貸し付けた自作地が自分以外の担い手（農地中間管理機構に借り受け希望者として登録済みの方）に貸し付けられること
- ・ 以下の事項を交付決定後 10 年間行わないこと
廃止部門の経営（リタイアした場合は農業経営）を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得および特定農作業受託

交付単価

貸付け面積が 1.0ha 以下	<u>5 万円／10a</u>
// 1.0ha 超 2.0ha 以下	<u>50 万円／戸</u>
// 2.0ha 超	<u>70 万円／戸</u>

- ※ 「自作地」とは、機構に貸し付けた日の 1 年前の時点から所有権に基づき自らが継続して耕作または適正な管理を行っていた農地（農作業の委託、特定農作業委託により管理していた農地を含む）
- ※ 「農地の相続人」とは、協力金を受ける年度またはその前年度に農地を相続し、相続人自らは農業を行わない者をいう
- ※ 遊休農地は解消することが必要
- ※ 交付単価は、交付対象農地のけい畔を含んだ面積で算出する